

## 転作の互助方式の実態と方向

須田 茂樹

(山形県立農業試験場)

Situation and Direction of Mutual Aid System under Converted  
Cultivation of Rice to Upland Crops in Paddy Field

Shigeki SUDA

(Yamagata Prefectural Agricultural Experiment Station)

## 1 ま え が き

水田転作の定着化に対処する基礎的な方策として、転作地の集団化と作業体系の確立がある。他方、側面的な方策もあり、その主なものとして転作互助制度の採用があげられる。それは転作地ないし転作農家の収入を補償し、さらに転作に伴う種々の労苦にむくいる事を目的にしているが、その内容や考え方はさまざまである。本報では昭和53年度の転作互助制度の実態と今後の方向について述べる。

2 昭和53年度における転作互助方式  
類型化

山形県農協中央会の「水田利用再編対策に関する農協集団転作互助制度実施事例調査」を基にして、次のように互助方式の類型化を試みた。

## 1. 互助金の算定方法による類型化

互助金の算定方法により類型化を試み、下のように分類した。

## A 互助金定額前提方式

転作地に対する互助金額を前もって勘案して一定額に決定してしまう方式で、拠出金額は互助総額に応じて算定される。

## B 拠出金定額方式

拠出金を前もって決定し、集まった金額を転作面積等に配分する方式。

## C 水稻所得補償方式

水稻の所得額を10a当り収量, kg当り単価, 所得

率等により算定したり、農林水産統計や税務署、さらには農協受託等の数値を用いたりして決定し、転作奨励補助金を引いた残額を転作物の収入を組み込まないで、そのまま補てんする方式。

## D 水稻所得割引補償方式

水稻所得から転作奨励補助金を引いた残額の全てを補てんするのではなく、一部を割引いて補てんする方式。

## E 水稻所得上積補償方式

水稻所得に転作管理費等を上積みし、それから転作奨励補助金を引いた金額を補てんするもので、転作の労苦を重視したものである。

## F 水稻所得補償転作物収入勘案方式

水稻所得から転作奨励補助金を引き、さらに転作物の収入を引いた残額を補てんする方式。

これらの各類型の集団数をみると水稻所得補償方式が半数近くを占め、次いで定額前提方式となっている。これは、53年度の場合、転作物の栽培管理、生育、収入等の見通しがはっきりしなかったため、転作物の収入や管理費等を考慮するものに対し、とりあえず水稻所得の補償だけにしておこうと考えた集団が多かった表われと見られる。

また、10a当り互助金額は5,000円前後から10万円以上まで非常に広い巾にまたがっている。しかも、1万円から4.9万円の範囲の各階層に20%位づつ均等に分布し、集中していない。こうして、金額的にも見通しがつきにくかった事がうかがわれる。

表1 互助方式の類型ならびに互助金額の分布

単位: 集団数 (%)

| 類 型                 | 10a 当り金額<br>未 満 | 1 万円<br>～    | 2 万円<br>～    | 3 万円<br>～    | 4 万円<br>～    | 5 万円<br>～  | 6 万円<br>～  | 7 万円<br>～ | 8 万円<br>～  | 9 万円<br>～  | 10 万円<br>～ | 計            |
|---------------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|--------------|
| 互助金定額前提方式           |                 | 9            | 6            | 1            |              |            |            |           |            |            |            | 16<br>(18.6) |
| 拠出金定額方式             | 2               | 1            | 1            | 1            | 2            |            |            |           |            |            |            | 7<br>(8.1)   |
| 水稻所得補償方式            |                 | 3            | 9            | 11           | 11           | 4          | 1          |           | 1          | 1          | 1          | 42<br>(48.8) |
| 水稻所得割引補償方式          | 4               |              | 1            | 2            |              |            |            |           |            |            |            | 7<br>(8.1)   |
| 水稻所得上積補償方式          |                 | 1            |              | 1            | 2            |            | 2          |           |            |            |            | 6<br>(7.0)   |
| 水稻所得補償転作物<br>収入勘案方式 | 1               | 2            | 2            |              | 2            |            |            |           |            | 1          |            | 8<br>(9.3)   |
| 計                   | 7<br>(8.1)      | 16<br>(18.6) | 19<br>(22.1) | 16<br>(18.6) | 17<br>(19.8) | 4<br>(4.7) | 3<br>(3.5) |           | 1<br>(1.2) | 2<br>(2.3) | 1<br>(1.2) | 86<br>(100)  |

## 2. 拠出金の割り当て方法

互助の拠出金は転作目標面積や総水田面積、さらには出庫米等に割当てられて集められている。その中で、総水田面積に割当てている例が多い。この方法では10a当り1,500円～1,900円クラスが多くなっている。一方、出庫米等に割り当ててものでは1俵当り130円前後が多くなっている。

表2 拠出金割当ての方式と金額の分布

| 割り当て対象 | 転作目標面積 | 転作未達面積 | 総水田面積 | 水田作付面積 | 出庫米 | 限度数 | 度量  | 計 |
|--------|--------|--------|-------|--------|-----|-----|-----|---|
| 集団数    | 10     | 2      | 47    | 7      | 5   | 3   | 74  |   |
| %      | 13.5   | 2.7    | 63.5  | 9.5    | 6.8 | 4.1 | 100 |   |

## 3 互助方式の今後の方向と基準化

転作初期段階である53年度の互助制度の実態をみると、方式、金額ともに多様であり、各集団が模索の段階で独自性と創造性を発揮せざるを得なかった事情がうかがえる。しかし、水田利用再編対策に当っては農家、農協、行政それぞれが非常に多くのエネルギーと予算を投入している。特に、集落、農事実行組合の代表者ならびに農協、市町村の担当者の苦労は大きい。したがって、互助方式の今後の方向として転作担当者、委託者双方に納得のいく適切な互助金額と拠出金額の範囲並びに算出方法が基準化されるべきである。その場合、互助方式の決定に当っては理論的なだけでなく、実務的にも簡便で適切な方式を採用する必要がある。

## 1. 水稲所得と転作奨励補助金の比較

互助方式の基準化に当っては、第1に水稲所得と転作奨励補助金を比較して、互助金額算定の基にする必要がある。53年度の各市町村の水稲平均収量は最高が628kg最低が412kgであり、505～579kgの範囲に多く分布している。したがって、転作奨励補助金は特定作物を集団転作した場合、基本金、計画加算金、県市町村助成金の合計で最高が87,000円最低が72,000円で79,000～83,000円の範囲に位置する市町村が多い。

つぎに、米沢、天童、大石田、余目の4市町の転作農家の平均水稲所得と転作奨励金の差を表3のように、余目は大きいが大石田はむしろ転作奨励補助金が上まわる結果となった。

表3 水稲所得と転作奨励補助金の比較(10a当り)

| 市町村 | 調査戸数(戸) | 平均水稲所得(円) | 53年水稲平均収量(kg) | 転作奨励補助金(円) | 差(円)   |
|-----|---------|-----------|---------------|------------|--------|
| 米沢  | 4       | 97,512    | 571           | 83,000     | 14,512 |
| 天童  | 3       | 104,962   | 609           | 85,000     | 19,962 |
| 大石田 | 3       | 76,143    | 529           | 80,000     | △3,857 |
| 余目  | 2       | 124,844   | 575           | 83,000     | 41,844 |

## 2. 互助方式の基準化

前述の6つの類型で最も理論的に妥当とみられるのは転作他ないしは転作農家の水稲所得を補償することを基本に、得られるべきであろう転作物の収入を考慮した水稲所得補償転作物収入勘案方式である。

そこで、転作物の収入を明らかにする必要がある。転作物目とそれを組合わせた作付体系は種々あるが、代表的なものとして、大豆を例にとり上げ、53年度の各普及所転作実証圃と農試経営部調査事例を基に、大豆の収益性を試算したところ10a当り所得は約33,000円であった。

この試算例からすると、転作奨励補助金と転作大豆の収入を加えると水稲所得を上まわる場合が多いことになる。また、地区の各農家がそれぞれ割当て分の個別転作を行うことになった場合は互助制度の必要はない。しかし、当面、独力による転作経営の確立には遠く、転作の定着化をはかるために集団転作が重視され、転作の団地化と一部農家への集中が課題となったのである。ところで、単に水稲所得に匹敵する収入が得られるだけでは、新たに経験の少ない作物を導入し割当て以上の転作を実施する者は多くないであろう。すなわち、現段階では集団転作は地区の負担を代表者が担うという意味が濃厚である。したがって、転作推進、特にその集団化には何らかのメリットが得られる必要があり、元来、互助制度はその一つとして考えられたものであった。

以上のことから、互助金は水稲所得と転作奨励補助金の相対的水準が現在のようであり、転作物の収入が3～4万円以上になるならば上積み分程度の金額にするのが妥当と思われる。すなわち、理論的には水稲所得転作物収入勘案方式と水稲所得上積補償方式を合体させたものが適切と考えられ、実質の互助金額は上積み相当額ということになる。

次の問題は拠出金の割合て方法である。第1に互助の負担を誰が負うべきかであるが、基本的には地区農家全体で負担すべきと考えられる。第2にその算定の基礎数値を簡便に明らかにできる方法が望ましい。そこで、一般には総水田面積や転作目標全体に割当てての方法が適当と考えられる。

最後に拠出金を総水田面積に割当てた場合、互助金との関係を最も単純な式に表わすと次のようになる。

$$\text{総水田面積(A)} \times \text{転作割当率(b)} \times \text{転作田10a当り互助金(B)} \\ = (\text{A}) \times \text{総水田10a当り拠出金(C)}$$

$$\text{したがって } C = bB$$

ここで、転作割当率は通年施行を除くと53年と54年は約4%である。そして、互助金を水稲所得に上積みするものとして10a当り2.5万円～3.0万円程度とすると10a当りの拠出金は1,000円～1,200円となり、県内の水田所有農家一戸当りの負担は平均水田面積が1.06haなので10,600円～12,720円となる。